

土木工事等を行う前に！

埋蔵文化財の保護の手続き

総社市内には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約2,000か所あります。

私たちの祖先が残してくれた貴重な文化財を破壊することなく、次の世代に継承するためにも、文化財の適切な保護にご協力をお願いいたします。

○埋蔵文化財包蔵地（遺跡）で土木工事等を行う場合

土地の形状の変更（掘削・整地・盛土など）を伴う行為は、文化財保護法第93条の規定により、着手予定日の60日前までに当課まで届け出でください。

届出が必要な例

建物の建設：造成や基礎の設置、地盤改良工事など、土地の形状の変更が伴う場合

建物の解体：基礎の撤去の際に、掘削が伴う場合

電気工事：電柱や接地棒などの設置や撤去の際に、掘削が伴う場合

土砂の採取：真砂土等の土取りを行う場合

農地の改変：農地の拡大、新規水路の掘削、農道の拡幅・新設などを行う場合

伐採・植樹：伐根、植樹を行う場合

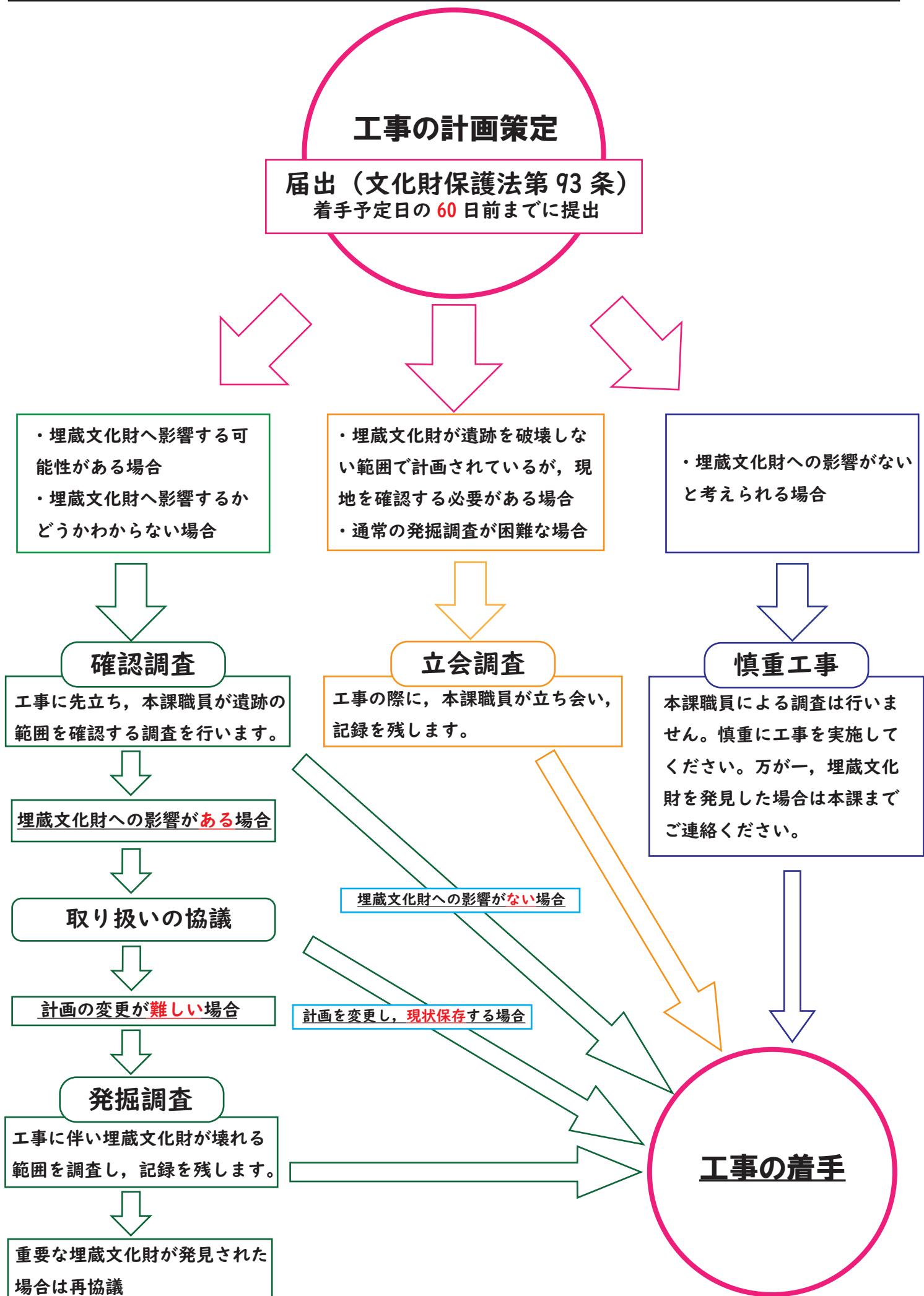
その他工事：範囲が狭くても掘削を行う場合

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲外で土木工事等を行う場合は、届出の必要はありませんが、工事中に埋蔵文化財（土器などの遺物）を発見した場合は、工事を中断し、すみやかに当課へ届け出るようお願いいたします（文化財保護法第96条）。

総社市役所産業部観光プロジェクト課文化財係

〒719-1163 総社市地頭片山17-1 TEL:0866-92-8363 FAX:0866-93-9457

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）における工事等の取り扱いの流れ



埋蔵文化財包蔵地の取り扱いに関する Q&A

Q1 埋蔵文化財包蔵地の場所や範囲は、どこでわかりますか？

- A. 岡山県のホームページにある、おかやま全県統合型 GISから確認できます。
(<https://www.gis.pref.okayama.jp>)

Q2 届出の様式はどこにありますか？

- A. 総社市のホームページより、「文化・スポーツ」→「文化・文化財」→「埋蔵文化財と建築・土木工事」にアクセスしていただくと、「埋蔵文化財発掘届様式」(Word データ)があります。

Q3 どんな工事であっても、届出が必要になりますか？

- A. 規模の大小を問わず、埋蔵文化財包蔵地内で掘削・整地・盛土など土地の形状の変更を伴う場合は、全て届出が必要となります。

Q4 届出の際にどのような添付書類が必要になりますか？

- A. 土木工事等を実施する場所の位置図、掘削規模（幅・深さなど）が分かる図面を必ずご用意ください。

Q5 埋蔵文化財包蔵地で工事を行う場合、必ず発掘調査を実施しなければならないのでしょうか？

- A. 届出は必要ですが、確認調査などの結果、埋蔵文化財への影響がないことが分かれば、発掘調査は実施しません。

Q6 発掘調査がすでに実施されたことがある埋蔵文化財包蔵地で工事を行う場合でも、届出が必要なのでしょうか？

- A. 発掘調査が実施されたことがある土地でも、地下に遺跡の一部が保存されている場合や、記録が取り切れてない場合などがあるため、届出が必要です。

Q7 既に造成されたり、建物が建っている土地でも届出が必要なのでしょうか？

- A. Q6と同じ理由で届出が必要です。

文化財保護法の埋蔵文化財関連条項の内容

第93条について

第93条第1項では、**土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的**で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘しようとする場合には、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の**60日前**までに文化庁長官に届け出なければならない、と規定されています。

また、第2項では、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施とその他の必要な事項を指示することができる、とされています。

第96条について

第96条第1項では、**土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは**、その現状を**変更することなく**、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない、と規定されています。

また、第2項では、文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のために調査を行う必要があると認められるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる、とされています。

※上記2か条に定める文化庁長官の事務については、文化財保護法第184条の規定により、都道府県教育委員会が行うこととされています。また、岡山県内の埋蔵文化財関係の届出は、市町村を経由して岡山県教育委員会へ提出するよう定められています。

岡山県における開発事業等に伴う埋蔵文化財取り扱い基準

発掘調査が必要な場合

- ・埋蔵文化財が掘削、破壊される場合
- ・直接掘削が伴わない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・一時的な工作物の設置や盛土・埋立の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・恒久的な工作物の設置や盛土・埋立により、埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合（道路、鉄道、ダム、河川、3m以上の盛土等）

※その他ご不明な点がございましたら、本課へお問い合わせください